

## 加工再輸入減税制度の仕組みと計算例



減税額は、製品の関税額に製品価格に占める本邦から輸出した原材料価格の割合を乗じて算出

減税がない場合の関税額  $300 \text{ 万円} \times 10\% = 30 \text{ 万円}$   
軽減額  $30 \text{ 万円} \times (100/300) = 10 \text{ 万円}$   
関税額  $20 \text{ 万円}$

減税額の推移	
平成 10 年度	225 億円
平成 11 年度	253 億円
平成 12 年度	285 億円
平成 13 年度	295 億円
平成 14 年度	287 億円

対象製品 : 繊維製品(織物製衣類、ニット製衣類等)、皮革製品、革製履物の甲

対象輸出原材料 : 織物生地、ニット生地、糸、ボタン、皮革、留め金等

今回答申 : 紙製小袋、紙製ハンガー、転写プリント、安全ピンを輸出原材料として追加